

東住吉区学校選択制のご案内

1. 学校選択制とは

大阪市ではこれまで、住所地により通学区域を定め、入学する学校を指定してきました。

学校選択制は、通学区域を残したうえで、小学校・中学校に入学する時（平成27年4月以降に小・中学校へ入学し、以後東住吉区内に転入する場合を除く）の各1回のみ、東住吉区内の学校を自由に選択して入学を希望できる制度です。

通学区域の学校を選択した場合は、必ず入学できます。

通学区域以外の学校は、学校により受入人数の上限があります*ので、必ず希望通り入学できるわけではありません。また、希望者が多数の場合は抽選となります。3～5・7ページの留意点等をよくお読みのうえ、ご本人を含めてご家族でよく相談し、学校を選択してください。

※通学区域内に居住する児童・生徒数によっては、通学区域以外からの入学希望者を受け入れできない場合もあります。

2. 学校選択制の対象者

平成31年4月に小・中学校に入学予定の東住吉区内在住の方全員です。

3. 選択できる学校の範囲（自由選択制）

- ・東住吉区内の全市立小・中学校が選択可能です。
- ・東住吉区では、公平な選択を確保するため、選択に際して次の事項の優先はありません。

●きょうだい関係

選択した通学区域以外の学校に兄や姉が在学する弟や妹が、兄姉が在学する学校を希望する場合でも、優先扱いいたしません。

※新1年生同士のきょうだい（双子等）に関しては、希望調査票での申請により、抽選時に1組として扱うことができます。

●進学中学校

学校選択制を利用して通学区域外の小学校に入学・卒業しても、進学中学校は通学区域の市立中学校になります。通学区域外の市立中学校を希望される場合は新中学校1年生になる前に再度、学校選択をしていただきます。その場合、優先扱いはありません。また、受入可能人数によっては希望する中学校に通えない可能性があります。

4. 学校選択の方法（希望調査）

平成30年8月現在、東住吉区に住民登録がある平成31年4月新入学予定者の保護者の皆様に、この「学校案内」と「学校選択制希望調査票」、「返信用封筒」を送付しています。

「学校選択制希望調査票」に記載されている、就学予定者氏名又は児童氏名、生年月日、保護者氏名、住所、通学区域の学校に間違いがないかご確認いただき、必要事項を記入の上、10月31日（水）までに同封の返信用封筒により、東住吉区役所まで郵送またはご持参ください。

●通学区域の学校を希望する場合

第1希望校、第2希望校は空欄にし、「1 通学区域の学校への就学を希望する。」の数字に○をしてください。

●通学区域以外の学校を希望する場合

第2希望校まで選択することができます。

ただし、小中一貫校を希望する場合は、必ず第1希望欄に小中一貫校を記入して下さい。

●引き続き小中一貫校への就学を希望する場合（新中学1年生のみ）

現在通学区域の小中一貫校に在籍し、引き続き現に通っている小中一貫校へ進学する場合は「1 通学区域の学校への就学を希望する」の数字に○をしてください。

現在通学区域以外の小中一貫校に在籍し、引き続き現に通っている小中一貫校へ進学する場合は「2 引き続き小中一貫校への就学を希望する」の数字に○をしてください。

また、現在在籍している小中一貫校以外の小中一貫校を選択する場合は、必ず第1希望欄に希望する小中一貫校を記入してください。